

# 適切な研究遂行と最適な臨床実践のための手引き

—倫理教育とknowledge management—

長谷川明弘

東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科

東洋英和女学院大学  
人間科学研究科  
人間科学研究の手引き

2017, pp.35-42

注：本論は、東洋英和女学院大学人間科学研究科に入学した大学院生を対象に作成した。  
学外の関係者にも広く参考出来る内容が含まれていることを期待している。



## 適切な研究遂行と最適な臨床実践のための手引き -倫理教育と knowledge management -

人間科学研究科 准教授 長谷川明弘

### はじめに

本論の目的は、以下の 3 点を理解してもらうことである。1) 研究倫理が必要な理由を理解すること、2) 研究倫理とは何かを理解すること、3) 研究倫理を遵守するための手立てを取れるようになること

合わせて本論では、研究倫理ならびに臨床実践倫理について解説するなかで knowledge management の一例を紹介することになる。以下は多岐にわたる学問領域から構成される人間科学を専攻とする大学院生向けに記している。

また心理学を専門とする立場からすれば、その専門職における臨床実践と研究発表は専門職が技倆を向上していく上で「両輪」と考えている。学会で口頭発表や学術誌への投稿、事例検討会での事例報告を通じて他の専門職や研究者から評価され批判を受けることにより、自己の能力を思い知ることになり、肥大しがちな自尊心が適切な大きさを維持し、専門職が有しがちな万能感を排除することが出来ると考えている。

### 研究に当たっての注意点やルール

責任ある研究行為を行う中で、研究活動として挙げられることは 5 点ある。1) 先行研究を踏まえる必要がある。先行研究なしで「大発見」ができるのは一部の「天才」であろう。これまでの科学的な知見(先行研究)の上に、僅かでも貢献することや蓄積できることが研究の世界では行われている。2) 文献、観察や実験、調査等によって知りえた事実やデータを素材としていること。研究を行った研究者だけでなく、他の研究者が同じ手続き(方法)によって再現できる手続き・手順を明記しておく必要がある(誤差が生ずることは盛り込み済)。生じたことが 1 回だけの成果は「奇跡」に過ぎない。事実・データに基づいた考察と再現性が求められる。3) 研究者自身の発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造していること。事実・データに基づいた「考察」で勝負すること。そのデータを導く手続きや、事実についての解釈をどのように生み出すのかが研究者としての醍醐味である。4) 研究や科学は、仮説と検証の循環により発展していくものである。仮説が後に否定されるものでも、当該仮説そのものが科学的価値を持ち得る。5) 上記の条件を満たして知の体系を構築していく行為そのものが研究である。ルールに則った中で研究者の自由な発想と行為が保証されている。

### 研究成果の発表

研究成果を発表する意義について述べる。研究者が誠実さを備えているという前提が研究活動に伴っている。1) 客観的で検証可能なデータ・資料を提示すること。既に説明したように検証できることは再現性を担保している必要があることと同義である。2) 学会などの研究者コミュニティに向かって公開すること。成果を学会で発信することによって、研究者間で評価されて真価が問われることになる。3) 論文発表が主たる形式である。学会では、論文発表だけでな

く、口頭発表という形式も存在するが、論文発表が公開までの手続きから 1 番信用度が高い。また論文を執筆するのに一定の作法が要求されている(分野や学会によって詳細が異なるが大枠で共通するところもある)。この執筆作法や研究作法は、必ず修得して欲しい(ゼミや指導教員だけでなく大学院の教育を通じて取り上げられる)。4)公開内容について吟味・批判を受けることになる。研究成果については、研究者だけでなく、時として広く社会から評価されることになる。

### 不正行為とは何か

不正行為とは、研究者倫理に背く行為のこと。研究者の誠実さを前提としている研究活動を妨害する行為になる。研究者間で成果を評価し、価値を見出す活動が乱されることになる。なお客観的な証拠によって故意に行われていないことが示された場合は、不正行為に該当しない。

### 対象とする不正行為

2014年に文部科学省が示した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」によれば「捏造」「改ざん」「盗用」の3点が不正行為とされている。

- 1) 捏造は、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 2) 改ざんは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 3) 盗用は、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

なお科学への信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの「二重投稿」や「不適切なオーサーシップ」についても不正行為に準ずる行為と考えられる。

- a) 二重投稿は、既発表の論文又は他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究倫理に反する行為となりうる。
- b) 不適切なオーサーシップは、論文著作者が適正に公表されないこと。単に教授というだけで共著者に含まれたり、大学院生が行った研究を教授の氏名で公表する行為を指す。

### 利益相反 (Conflict of Interest: COI)

大学が産業界と連携を行いながら社会から求められている研究活動を行うようになってきている。その使命を遂行する中で、二律背反が存在する概念が利益相反である。

大学の教職員等は、学外における特定の企業・団体との産学連携活動を通じた利益関係が発生することがある。大学の使命は学術研究と人材養成にあり、大学で働く教職員に社会が求めることは、研究を通じた真理の追求と高等教育を行うことである。

一方で、企業・団体は、営利の追求を目的とした活動を行うことにある。

上述のように、大学の教職員と大学外の企業・団体といった両者に求められ

る使命や活動が一致しない状況を「利益相反」と呼ぶ。

利益相反は、程度の違いがあるものの必ず存在している。利益相反の存在自体が問題ではない。利益相反は、法令違反とは異なる概念である。

利益相反が問題になるのは、1)研究のための公正な姿勢(研究倫理や真理の追究を求める科学性)が損なわれること。2)大学や研究者個人が第三者から公正な姿勢が損なわれていると疑われることにある。

そこで利益相反に対応する為に大学で設けた委員会がある。これは、利益相反があることを、大学が組織で管理していくこと(利益相反マネジメント)になる。

教職員と学外の組織といった当事者とは別の第三者が関与することで対応している。

東洋英和女学院大学における第三者＝「利益相反・研究倫理委員会」

当事者が第三者に開示する(当事者が疑われないように説明する)

第三者が研究の倫理性や科学性を審査

第三者が研究遂行に疑いが無いことを担保する

社会に説明責任を十分に果たすこと

#### 組織としての研究倫理対策－研究不正・ミスコンダクト防止体制－

かつては個々の研究者の自己責任のみに委ねられている側面が強かった。2015年4月から、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本にして大学などの研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることになった。

本論は東洋英和女学院大学の組織的な研究不正防止体制の一環と倫理教育の為に作成している。また毎年6月に東洋英和女学院大学大学院「大学院生ための研究倫理セミナー」を開催して新しく入学した大学院生に受講してもらっている。

参照:文部科学省(2014)研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

#### 東洋英和女学院大学の組織としての研究倫理対策

多様な分野にわたる構成員の研究活動を一律な規程で判断することは適切ではないと論断した。そこで教員ならびに大学院生各位の所属学会の倫理規程をもって判断基準とすることにした。学問領域によって一律にはいえないものの、大学院生には、学会への入会を勧める(研究者としての自覚を有して欲しい)。また入会する学会を迷う場合には、指導教員に相談して欲しい(先ずは準拠する学会を決めて欲しい)。

「研究倫理に関する準拠学会等の届」の記入と署名・押印とともに提出してもらおう(用紙は e-pass「総務課のホームページ」からダウンロード可能。指導教員経由で入手すること。合わせて倫理について指導教員と意見交換を行うこと)

「研究倫理に関する準拠学会等の届」の期限と提出先は、大学院生の為の研究倫理セミナーの中で指示する(利益相反・研究倫理委員会に問い合わせても良い)。

利益相反・研究倫理委員会は、本届を厳正に保管し、万が一「不正行為の疑惑」が生じたときには、これらの倫理規程をもとに「疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告」を実施していく。

### 「指導教員でも不正があれば指摘する勇気を持って」

大学院生は、研究者としての気概を持って欲しい。研究者は、共同研究者に研究倫理不正があった場合に申告する道義的義務がある。たとえ指導教員だからといって不正行為があれば利益相反・研究倫理委員会へ訴えることは保証されている。不正行為を疑うことがあれば、委員会へ訴える前に、率直に疑いを指摘する雰囲気作り(ゼミ運営)が大切になる。指摘を受けた場合は、説明をして疑いを晴らせば良い。不正行為に該当したら、直ちに改めること。

### 「研究」をまとめるまでの流れ

一般的な論文構成は、1)「はじめに」で、先行研究を適宜引用しながら導入部分を記す。2)「方法・手順」で、適切な研究方法に沿った手順を踏みまた明記することになる。合わせてデータ収集の際に研究協力者の権利を保障する為 informed consent(正確な情報を伝えられた上での合意形成)を行う必要がある。3)「結果」では、収集したデータを分かり易く示す。4)「考察」では、データに基づいた考察を行う。先行研究を適宜引用しながら考察を展開する。5)「文献」で、引用文献、参考文献などを漏れなく掲載する。

なお執筆はこの順番通りである必要は無い。また学術分野によって構成が変わる場合がある。調査・実験を実施する前に大学院の倫理委員会に別途申請が必要なので指導教員に相談すること(下記参照)。

### 倫理審査申請手続きや様式

大学院生が調査や実験を計画した場合、大学院の研究科に設置される「倫理委員会」を通すこと。様式(書式)は、大学院事務室に問い合わせること

### 倫理審査申請手続き

- 1)研究計画書・申請書の作成(指導教員と打合せ)
- 2)計画書・申請書の内容について確認してもらい、許可が出たら、副指導教員にも同様に研究計画書の説明をして許可をもらう。
- 3)指導教員・副指導教員の二人から許可が出たら申請書に署名・捺印してもらう。
- 4)申請書・研究計画書を、大学院事務室へ提出する。
- 5)随時開催される倫理委員会にて審議される。
- 6)審議の結果について、審議結果通知書を大学院事務室で受け取り、確認する。
- 7)審議の結果、承認された場合、調査・実験が開始できる。

### 研究の進展に沿って説明責任を果たせる用意-knowledge management の一例-

データの取り扱いと論文執筆上の工夫について説明する。これは広く knowledge management に含まれるものであり、以下は一つの例である。大学院生は、自らのやり方(スタイル)を持ち、これが適切なやり方であるか、より負担が少ないやり方があるのか等を指導教員や学生間で意見交換して欲しい。

生データや実験・観察ノート等により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。そこで A)研究データを一定期間保存し公開できること。また B)研究成果の第三者による検証可能性を確保すること

参照:文部科学省(2014)研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

### 文献整理と文献カードの作成

必要な文献は、コピーを取ること。コピーを取る際には、本文だけでなく「書誌情報」を必ず記録すること。また繰り返し参照する書籍・資料であれば購入すること。書誌情報とは、著者、発行年、書名(論文題目)、掲載雑誌名・発行所(出版社及び発行地)などを指す。

文献の保管の仕方を工夫すること。a)ファイルに綴じる、b)クリアファイル、c)ボックス・ファイル、d)電子化するなどが考えられる。

文献カード・読書ノート(読書記録)を作成すること。a)読んだ日付、b)重要と思われる箇所のメモ、c)要約など、d)書誌情報を紙媒体や電子ファイルで保存すること。

### 研究・実験・読書ノート・フォルダ

研究を進めていく中で記録を取ること。a)日付、b)受けた指導内容(指導から生まれたアイデア)、c)読んだり調べた文献(読書ノート、出てきたアイデア)、d)議論した内容(議論相手と出てきたアイデア)、e)頻繁に使用する資料、f)WebのURL、g)課された検討事項、h)次回の指導日(次回までに達成すべき事柄、必要な文献、検索すべき文献、検索すべきキーワード)が挙げられる。

### 「持論」と「学習メモ」の区別

持論:主たる文章は、自らの考えを記し、その裏付けに引用文献が付加されている。適法引用が行われている。引用は、あくまで持論が主となっており、引用文が従の関係が保証されていれば、分量の比率は関係ない。量よりもむしろ、質を問われる。

学習メモ:文献をそのまま入力した情報。一部変更したとしても原形と大きく変わらない。引用というよりも「貼り付け」である。このまま論文にしたら、著作権侵害のおそれある。読書ノートともいえるもの。

### 学会への所属と参加、そして発表-研究者としての第一歩-

研究結果の公表(研究発表)は調査や実験をした人の義務である。入学した夏までに専門の学会に最低ひとつ入会し、参加することを勧める。学会発表をしなくても、参加するだけで研究者や他大学の大学院生が集うので対面で研究に関する意見交換をして刺激を受ける。毎年開催される学会等の開催日程と場所については指導教員に尋ねるだけでなく大学院生が調べること。

#### 学会誌

原著論文(original article / original scientific papers)

資料論文・短報(short report / short communications)

展望論文・総説(review / subject review articles)

#### 口頭発表

### 学会発表(口頭発表)をする場合

大学院生の中に口頭発表することを修了要件としたり、褒賞の対象とする大学院が増えている(かつては理系では多くみられたが文系も要件とするようになってきている)。学会発表(口頭発表)をするには、発表者・所属を記し、発表演題、発表概要・要旨をまとめる必要がある。

- 1)発表する学会を決める(指導教員に打ち合わせるのが良い)。学会へ入会するには推薦者が必要な場合が多いので指導教員や先輩の大学院生に依頼することが出来ることもある。
- 2)大会開催の日時と場所を確認する。
- 3)発表申し込みの締め切りを確認する。
- 4)発表の演題や概要を書く。指導教員や共同研究者の同意を得る。

### 論文投稿(学会誌掲載を目標とする)をする場合

論文掲載までの流れは一般的には下記のようなになる。

- 1)投稿規定(guide for authors)で形式を確認する。投稿先は、専門分野や研究領域や知名度、難易度といった学術雑誌の特徴に左右される。また、審査期間もまちまちなので戦略的に決めること。近年は審査期間を短縮化しようとする動きがある。
- 2)投稿するときは編集者宛のカバーレターをつけること。挨拶に加えてオリジナリティ、投稿論文を審査できる研究者をあげる場合がある。
- 3)査読の結果は、4つに分かれる。reject 以外なら掲載が期待できる。
  - accept without change(そのまま掲載で受理)
  - major revision(大幅な修正)
  - minor revision(小さな修正)
  - reject(却下)

多くの投稿論文には、修正が求められる。何も修正が無いまま受理されることは稀である。投稿した論文に修正を求められたらコメントに合わせて訂正したり、納得できない場合はその点について丁寧に意見をつけて返す。

- 4)投稿論文の受理から最終版 proof が届き、数日のうちに確認して返す。別刷(reprint)の注文は proof と一緒に届くことが多いが自費になる。



### 研究者倫理を遵守するために-二重投稿回避の手立て-

口頭発表した場合は、同じ内容で論文にする場合、その抄録を引用すること。また同じ内容を投稿する場合、付記に、口頭発表した内容とどの点が重なり、どこに変更を加えたかを明記すること。

同一データを使用したにも関わらず、新しい知見を得たかのように発表した場合は、あたかも新しいデータと装っていると見なされて倫理を疑われることになる。例えば、臨床心理学の場合、一つの事例を A 学会と B 学会と分けて発表した場合は、発表抄録の本文や付記に、その旨を明記するだけでなく、論点を変えた発表が必要となる。

### 共同研究・共著の条件-学問領域によって微妙な差がある-

一般的に下記の活動をした場合に共同研究を行ったと考える。執筆分担・表記順を研究開始前に取り決めることが望ましい。

- 研究計画立案
- データ収集
- データ分析
- 考察

### 臨床実践の中でのジレンマ

臨床心理学の実践を行う専門職は、活動がクライアント(ユーザー)に対する利益になるという前提がある。それ故にユーザーの秘密を知ることが許される。またその人が気づかない葛藤を探ることが許される。人に対する「恥じらい」や「戒め」を持つことが必要である。社会的な契約を専門職がしているからこの職業が許されている。

倫理規定は、目を通して知っているのではなく、具体的に考えることが重要である。解答(真実)がひとつではない。専門職と対象者の間の関係性の中で導かれる結論が多数ある。大学院生を含む専門職の相互啓発が必要である。カンファレンス・事例検討やスーパービジョンにて、実践の仕方やその背後にある思考を共有して意見交換の中から判断をおおぐことになる。

もしも仮に倫理綱領に抵触した場合は、その後の対処が重要になってくる。ここでも意見の食い違いを教員や学生といった専門家間で話し合うことが大切である。どのような経緯で生じたことなのか他者に説明できることが求められる点では研究倫理と違いは無い。過ちを受け容れ、同じことを繰り返さない手立てを取れるようになることが求められる。合わせて常にクライアント(ユーザー)の立場で考えることを忘れない。ジレンマを自覚して考え続けること(抱えること)が大切である。臨床現場には、ジレンマを自覚することの困難さが存在している。

## おわりに

本論を締めるに辺り明記しておきたいことがある。研究の中で何も進展しないことがあるは当たり前である。研究は単純な作業ではない。時間を割いた分だけ、進展があるものではない。毎日少しずつ何か取り組む(抱える)中で進んでいくものである。そうしている内に、ある時、急に飛躍することがある。研究の進展は不連続である。最初の気づきは論理的でなく「ひらめき」から始まる場合がある。研究に限らず臨床実践でも同じことが言えよう。専門職が持つ日々の訓練を怠らない姿勢が臨床実践に生きてくると信じたい。

## 引用・参考文献

文部科学省\_科学技術・学術審議会 (2006)研究活動の不正行為に関する特別委員会研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて  
文部科学省\_「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議(2014)公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について(審議のまとめ)  
文部科学省(2014)研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

## 付記

本論は、下記で用いた資料に加筆して論文にしたものである。

2015年度東洋英和女学院大学大学院 大学院生ための研究倫理セミナー

長谷川明弘 自信を持って成果を示す研究遂行のための指針-研究倫理セミナー

-

2015年6月13日(土)12時20分～13時 東洋英和女学院本部・大学院棟205教室

2016年度東洋英和女学院大学大学院 大学院生ための研究倫理セミナー

長谷川明弘 自信を持って成果を示す研究遂行のための指針-研究倫理セミナー

-

2016年6月4日(土)12時20分～13時 東洋英和女学院本部・大学院棟201教室